指定処理施設等設置許可証

住 所 ひたちなか市大宇津田 2554 番地の 2 氏 名 勝田環境株式会社 代表取締役 望月 福男

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成 19 年茨城県条例第 17 号)第 12 条第 1 項の許可を受けた指定処理施設等であることを証する。

平成 27 年 4 月 15 日

茨城県知事 橋 本



- [
	許可の年月日	平成 27 年 4 月 15 日 許可番号 1-1-0405
	施設の種類	指定処理施設(切断施設)
	処理する産業廃 棄 物 の 種 類	廃プラスチック類,紙くず,木くず,繊維くず,ゴムくず, 金属くず,ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類
	設置の場所	ひたちなか市高野字大房地 1967 番2 外9筆
	処 理 能 力	3.84 t /日(8 時間),0.48 t /時間
	許可の条件	
	条例第12条第1 項又は第14条第 1項の許可に係 る許可証の提出 の有無	有・無
	留意事項	1 指定処理施設等の設置に当たっては,関係法令を遵守すること。2 計画の内容等に変更があったときは,当庁に速やかに連絡し,指示を受けること。3 指定処理施設等がしゅん工したときは,指定処理施設等使用前検査申請書を提出し,検査を受けること。